

独立行政法人教職員支援機構行動規範

平成29年4月1日
一部改正 令和4年4月1日

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、学校教育関係職員等に対する総合的支援を行う全国拠点として、教職員の資質向上を図ることを目的としています。機構に求められる公共性及び社会的責任が一層高まっていることにかんがみ、機構に対する社会的信頼の維持・向上を図るため、誠実にこの行動規範に基づき行動します。

1. 法令等の遵守

私たちは、法令や規程等はもとより社会的ルールを遵守し、常に国民の視点に立って、高い倫理観と良識を持って、公平・公正に職務を遂行します。

2. 業務運営の効率性・透明性の確保

私たちは、自己研鑽と専門性の向上に努め、報告、連絡、相談の徹底を通じて、コミュニケーションとチームワークを大切にし、効率的・効果的かつ公平で透明性の高い業務運営を行います。

3. 公正な取引及び適正な会計処理

私たちは、すべての取引関係者に対し公正に接し、機構の業務運営が基本的に公的資金に依拠していることを認識しつつ、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行います。

4. 厳正な情報管理

私たちは、個人情報や職務上知り得た秘密を厳重かつ適正に管理し、情報漏洩には細心の注意を払います。

5. リスクへの対応

私たちは、業務に関するリスクの早期発見・早期対応に努めるとともに、新たなリスクが生じた場合または生じようとしている場合には、速やかに上司等と協議し対応に当たります。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を持ちません。

6. 健全な職場環境の形成

私たちは、全国の教職員へのよりよい支援 (Customer Satisfaction) を行うため、気づいたことを言い合える風通しのよい組織を作り、安心、信頼、満足できる明るく健全な職場環境の形成 (Employee Satisfaction) に努めます。

また、個人の尊厳を尊重するとともに、一切の差別行為及びハラスメント行為を行いません。

独立行政法人教職員支援機構